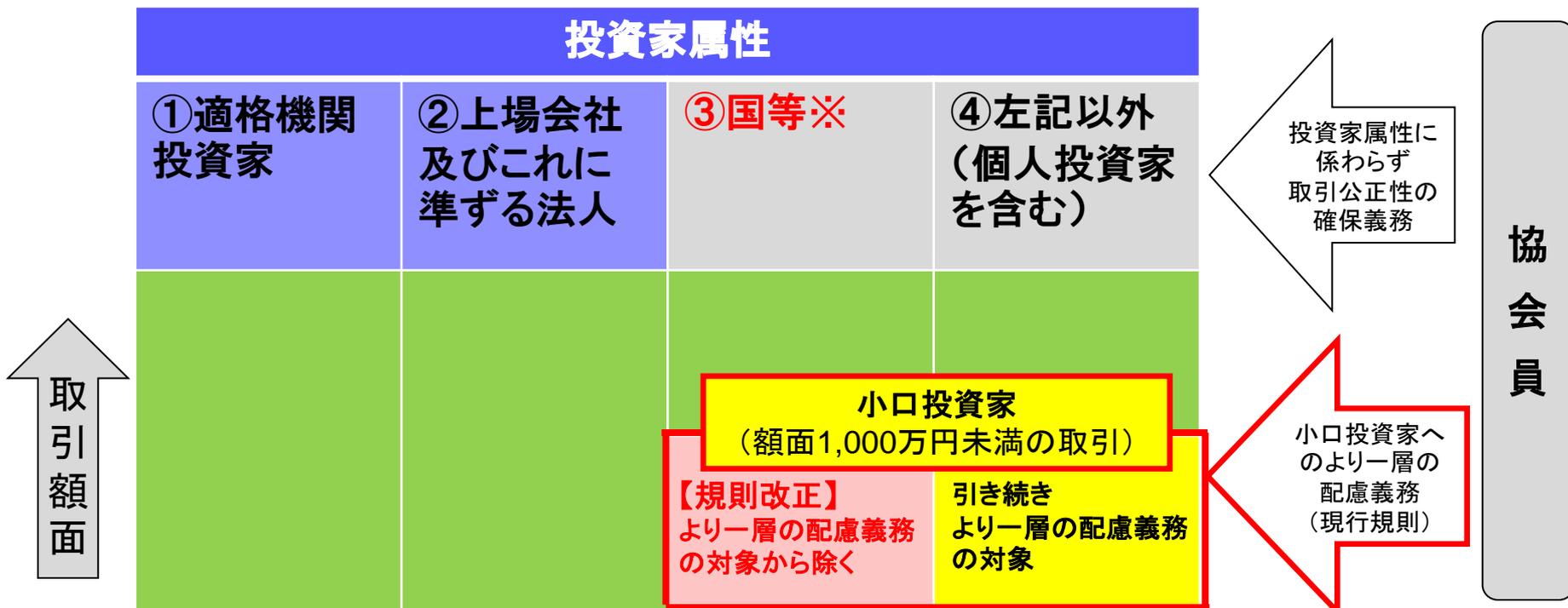


【現行規則の概要】

- 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(公社債規則)第12条は、協会員は顧客との間で公社債の店頭売買を行うに当たっては、その取引の公正性を確保しなければならないと定めている。
- 公社債店頭売買規則第14条は、協会員は額面1,000万円未満の取引を行う顧客(小口投資家)との店頭取引に当たっては、より一層取引の公正性に配慮するものとしている。

【提案の概要】

- ・ **上記の小口投資家の範囲から「国等」を除くこととする規則改正を求めるもの**(提案実現後も小口投資家へのより一層取引の公正性に係る配慮義務は維持する)。



※「国等」とは、外国法人で上記②の性質を有するもの、国、地方公共団体、金商法第2条第1項3号の債券発行団体、官公庁共済組合、経済的又は社会的に信用のある法人(学校法人、宗教法人等)を指す。